

農業振興地域制度に関するときがわ町運用方針

平成21年10月1日決裁

ときがわ町における農業振興地域制度については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）、農用地等の確保に関する基本指針（平成12年3月17日農林水産大臣公表。以下「基本指針」という。）及び農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。最終改正平成17年10月1日17農振第1076号。以下「ガイドライン」という。）に基づき運用するほか、以下によるものとする。

第1 農業振興地域整備計画の変更の指針

農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地区域外の土地を農用地区域内へ編入及び農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更（以下、それぞれ「編入」・「除外」という。）については、優良な農用地の確保・保全、農業利用への支障防止、計画的な土地利用等に十分配慮して行うものとする。

第2 農業振興地域整備計画の変更

1 農業振興地域整備計画の変更は、原則として農業振興地域基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更及び基礎調査の結果に基づき行うものとする。

2 農用地利用計画の変更

1のほか、事業計画者からの申出等により、以下に掲げる事由に該当する場合は、農用地利用計画を変更できるものとする。

(1) 編入

農用地区域外の土地の農用地区域への編入

(2) 除外

以下に掲げる用途に供する事を目的として行う農振除外

ア、 地域の開発の促進もしくは住民の福祉の増進のため必要な鉄道、道路、軌道、河川、空港、電気・ガスの工作物、上下水道、無線局、学校、公民館、等の公用公共用施設の用地で農用地区域の土地をあてる必要が生じ、農用地利用計画を尊重した上で決定されたもの

イ、 地域住民の福祉の増進のため必要やむを得ないと認められる私立の幼稚園、病院等の用地

- ウ、 農業者又は農業者が直接組織する法人が設置する農業の用に供する施設の用地
- エ、 当該農用地を所有する農業者及びその子、兄弟姉妹の住宅用地等に供する場合
- オ、 既存施設の拡張
- カ、 国、地方公共団体等の行う公共事業による移転に係るもの
- キ、 当該農業振興地域において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物等
- ク、 農業者又は農業者が直接組織する法人等が設置する地域において生産される農林水産物の直売施設
- ケ、 事業所がその近傍に設置する資材置場、駐車場
(ときがわ町内に所在する事業所が、ときがわ町内に設置する資材置場、駐車場に限る)
- コ、 集合住宅等の自治会及びこれに準ずる団体がその周辺に設置する当該構成員のための駐車場
- サ、 周辺が林地化された状態で、農用地としての管理が限界化していると認められる農地の林地化
- シ、 集落地域内（既存の住宅が複数まとまってある地域でその住宅敷地から50m以内まで）で住宅、事業用地等に供するもの又は既存の住宅等の敷地拡張
- ス、 県道沿いである場合の沿道サービス施設（給油所・休憩所等）に供するもの

3 農振整備計画の全体見直しの中で対応可能なもの

全体見直しでは、農用地利用計画についても、その見直しが可能で、特に除外の目的制限はしていないところである。

ただし、除外を予定している案件が単に構想として考えられている程度で、その計画の実施が客観的に見て確実と判断し得ないものについては除外することはできない。

また、当該土地の位置、地形、農業者の経営意欲等から農業上の利用の確保を図ることが適当でなくなった土地についても、農用地等としての利用以外に特定の利用目的がない場合には、農用地区域からの除外は行わないよう努めるものとする。

4 除外要件

個別案件、全体見直しにかかわらず、農用地区域からの除外をおこなう場合には、次の全ての要件（除外にかかるアイウエオ要件）を満たす場合に限ることとされている。

- ア、 農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には、農用地区域外に代替すべき土地がないものであること。
- イ、 可能な限り農用地区域の周辺部の土地等変更後の農用地区域の利用上

- の支障が軽微である土地を除外するものであること。
- ウ、 変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること。
 - エ、 変更後、土地利用の混在が生じないものであること。
 - オ、 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していない地区内の土地でないこと。

第3 変更手続

申出の期間は各年5月末日及び11月末日までとし、申請書に農地法等の関係法令に適合していることを証する資料を添付することとする。

第4 その他

この運用方針の施行に必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この運用方針は、平成18年10月1日から施行する。

平成21年10月1日一部改正